



団体扱のご案内

無配当総合障がい終身保険026
(払込期間中無解約返戻金型)

団体扱なら一般扱(口座振替月払等)で
ご契約いただくよりも保険料が**割安**になります!

※団体扱については、裏面をご覧ください。

Point 1

生きるための
一生涯保障!

Point 2

保障に代えて
資金の活用も可能!

Point 3

変わらない
保険料!

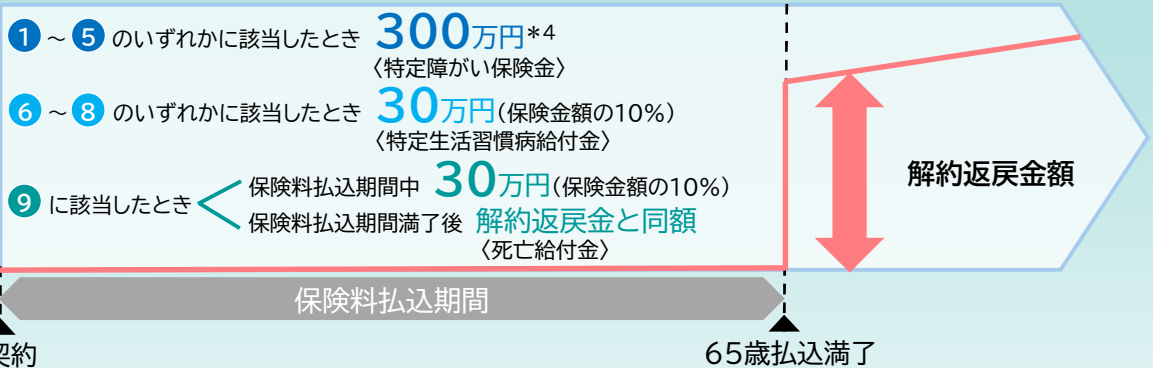
支払事由

- ① がん*1
- ② 急性心筋梗塞による所定の状態*2・所定の手術
- ③ 脳卒中による所定の状態*2・所定の手術
- ④ 要介護状態
- ⑤ 1~3級の身体障害者手帳の交付
- ⑥ 上皮内がん*3等
- ⑦ 急性心筋梗塞・脳卒中による1日以上入院
- ⑧ 狭心症・脳血管疾患による所定の手術
- ⑨ 死亡

※支払事由の詳細および*1~*3については、裏面をご覧ください。

■ご契約例 保険金額:300万円 保険料払込期間:65歳払込満了 健康自慢付加あり

(イメージ図)



*4 すでに特定生活習慣病給付金をお支払いしている場合は、270万円(保険金額の90%)をお支払いします。

●特定生活習慣病給付金のお支払いは、1回限りです。特定障がい保険金をお支払いした場合または被保険者が死亡した場合、ご契約は消滅します。

■保険料例 保険料払込方法:月払(団体扱A)

月払保険料 ※()内は健康自慢付加なしの保険料	男性			契約年齢	女性			
	① 払込保険料累計額 (約 万円)	② 保険料払込期間満了直後の解約返戻金額 (約 万円)	③ 保険料払込期間満了直後の返戻率 [②÷①]		④ 払込保険料累計額 (約 万円)	⑤ 保険料払込期間満了直後の解約返戻金額 (約 万円)	⑥ 保険料払込期間満了直後の返戻率 [⑤÷④]	
4,149円(4,158円)	225	286	127.7%	20歳	4,317円(4,323円)	234	282	121.3%
5,862円(5,898円)	247	286	116.2%	30歳	6,102円(6,120円)	257	282	110.3%
8,979円(9,075円)	270	286	106.2%	40歳	9,279円(9,330円)	279	282	101.6%
15,951円(16,290円)	288	286	99.6%	50歳	16,203円(16,284円)	292	282	96.9%

※記載の各数値は、健康自慢を付加した前提で記載しています。健康自慢を付加しない場合の各数値は、上記とは異なります。

※①④は1万円未満を切り上げて、②⑤は1万円未満を切り捨てて、③⑥は小数第2位以下を切り捨てて表示していますが、各数値の算出の際には端数処理前の数値を使用しています。

※②⑤の金額は保険料払込期間満了直後の契約応当日における数値であり、保険料が全額払い込まれたものとして算出しています。

※保険料払込期間満了までに特定生活習慣病給付金のお支払いがなかったものとして計算しています。特定生活習慣病給付金をお支払いしている場合の解約返戻金額は、お支払いしていない場合の解約返戻金額に比べて少なくなります。

※保険金等の支払事由が生じるまでの期間等によっては、保険料の払込累計額が保険金等の受取額を上回ることがあります。

※保険料払込期間中は、解約返戻金がありません。 ※解約した場合、以後の保障はなくなります。

ネクストウェブについて

- 次のいずれかのとき、保険金額(すでに特定生活習慣病給付金をお支払いしている場合は保険金額の90%)をお支払いします。〈特定障がい保険金〉
 - ・初めてがん*1にかかったとき
 - ・急性心筋梗塞による所定の状態*2のときまたは所定の手術を受けたとき
 - ・脳卒中による所定の状態*2のときまたは所定の手術を受けたとき
 - ・公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたときまたは所定の要介護状態(180日継続)に該当したとき
 - ・1～3級の身体障害者手帳が交付されたとき
- 次のいずれかのとき、保険金額の10%をお支払いします。〈特定生活習慣病給付金〉
 - ・初めて上皮内がん*3等にかかったとき
 - ・急性心筋梗塞または脳卒中で1日以上入院をしたとき
 - ・狭心症または脳血管疾患(脳卒中を除く。)で所定の手術を受けたとき
- 死亡のとき、次の金額をお支払いします。〈死亡給付金〉
 - ・保険料払込期間中は保険金額の10%
 - ・保険料払込期間満了後は解約返戻金と同額
- 特定障がい保険金をお支払いした場合または被保険者が死亡した場合、ご契約は消滅します。
- 特定生活習慣病給付金のお支払いは、1回限りです。

※保険金等のお支払いにあたっては、以下の制限事項を含め、約款所定の条件を満たすことが必要です。詳しくは、「ご契約のしおりー約款」をご覧ください。

- *1 以下のがんは対象外です。
 - ・上皮内がん、非浸潤がん、大腸粘膜内がん等
 - ・悪性黒色腫を除く皮膚がん
 - ・責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物
- *2 急性心筋梗塞または脳卒中による所定の状態とは、それぞれ労働制限や後遺症が60日以上継続したときをいいます。
- *3 責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の上皮内がんは対象外です。

健康自慢[健康体料率特約]について

- 被保険者の健康状態等が当社の定める付加条件を満たしている場合に健康自慢を付加することにより、主契約に健康体料率が適用され、健康体料率が適用されない場合に比べて保険料がお安くなります。
- 健康自慢を付加することができる被保険者の年齢は、18歳以上65歳以下です。
- 所定の診査方法によるお申し込みで、次のすべての条件を満たしている場合に、健康自慢を付加することができます。
 - ・当社の定めた契約の引受基準において、健康状態および身体状態が良好であること
 - ・血圧が当社の定めた範囲内であること
 - ・尿検査の結果が当社の定めた範囲内であること
 - ・体格[ボディ・マス・インデックス(BMI)*4]が当社の定めた範囲内であること
 - ・肝機能検査*5の結果が当社の定めた範囲内であること
- 「健康体」とは、健康自慢の付加条件を満たしている場合の呼称であり、付加条件を満たしていないことが、その方が健康ではないということを意味するものではありません。
- *4 BMIとは、身長と体重のバランスを判断する指標の一つであり、次の式で計算されます。
$$BMI = \text{体重(kg)} \div \{\text{身長(m)}\}^2$$
- *5 40歳未満の方については、健康診断などで肝機能検査を受診されていない場合でも、その他の条件を満たしていれば健康自慢を付加することができます。

団体扱について

- 団体扱とは、大樹生命の生命保険に加入のご契約者さまの保険料を会社(団体)さまに取りまとめでいただき、当社へ送金いただくお取扱いです。

この資料では、ネクストウェブの商品性の一部を記載しています。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社

〒105-7190 東京都港区東新橋1-5-2

☎0120-318-766(お客さまサービスセンター)

平日9時～18時(土・日・祝日・年末年始を除く)

URL:<https://www.taiju-life.co.jp/>

- あなたのBESTパートナー